

リモートワーク推進企画運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の内容

リモートワーク推進企画運営業務

2. 目的

リモートワーク推進企画運営業務を実施するにあたり、類似事業の企画・運営に対する経験やテレワークについて知識を有する者の中から提案を受けより良い提案を採択することで、民間のノウハウを活用して効果的な事業実施を行うことを目的とする。

3. 業務の範囲

- ①情報収集業務
- ②企画運営業務
- ③情報発信業務

※詳細は別紙業務仕様書を参照

4. 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

5. 見積限度額

3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6. プロポーザル参加時の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の事項をすべて満たす者とする。

- (1) 令和4・5年度南魚沼市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書を提出し、名簿に登録されたものであること。なお、資格を有していないものは、参加申込書提出締切日（6月9日）までに申請手続きを行うこと。
- (2) 新潟県及び南魚沼市による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 南魚沼市内に本店支店又は営業所を有する者
- (4) リモートワーク推進に関連する事業の企画運営実績がある者

7. 公募型プロポーザル実施日程

- | | | |
|---|------------|----------|
| ① | 実施要領公表 | 5月29日（月） |
| ② | 業務仕様書質問締切 | 6月9日（金） |
| ③ | 参加申込書提出締切 | 6月9日（金） |
| ④ | 業務仕様書質問回答日 | 6月15日（木） |

- ⑤ 提案書等提出締切 6月22日(木)
- ⑥ 審査(プレゼンテーション) 6月27日(火)
- ⑦ 優先交渉者の決定 6月29日(木)
- ⑧ 契約締結 優先交渉者との協議終了後

8. 提出書類

(1) 参加申込書(様式第1号)

令和5年6月9日(金)午後5時必着(持参又は郵送)

添付書類:「6.プロポーザル参加時の資格要件」の(4)に定める実績を確認できるもの

(2) 提案書等(様式第3号)

令和5年6月22日(木)午後5時必着(持参又は郵送)

以下の表のとおり紙面で提出すること。ただし、提案書のみ電子データを記録したCD等の記録媒体1部を添えて提出すること。

提出書類	書類の内容等	提出部数
企画提案書	様式第3号を表紙とし、A4の任意様式で作成すること 以下の内容が含まれること ・業務の範囲ごとの実施概要 ・事業スケジュール ・ターゲットとそれに対するアプローチの説明 ・類似事業の実施、運営実績がある場合は事例紹介等	8部
見積書	任意様式により見積書及び見積内訳書を添付すること。 なお、見積金額及び内訳金額は消費税及び地方消費税を除いた額とすること。	8部
企業概要	会社案内等の資料	8部

(3) 提出先

〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市役所 総務部 財政課 契約検査班

TEL: 025-773-6671

9. 優先交渉者の決定

提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行い、本業務の優先交渉者を選定する。

(1) 審査方法

Zoomを使用したオンラインミーティングでプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションの時間は一事業者あたり30分以内とし、Zoomのホストは南魚沼市で実施する。

各提案事業者に対する評価は、関係職員(U&Iときめき課、商工観光課、企画政策課

の計 6 名) を審査員とし、審査採点表に基づき審査を行う。各審査員の採点表を集計し、優先交渉者を選定する。

(2) 採点基準

採点基準は以下のとおりとする

評価項目及び評価内容	配点				
	優	秀	良	可	不可
評価項目① 全体を通して一貫性があり、リモートワークの促進に訴求する内容であるか	5 点	4 点	3 点	1 点	0 点
評価項目② 提案内容が事業目的の達成に対して効果的な内容であるか	5 点	4 点	3 点	1 点	0 点
評価項目③ 南魚沼市の長所、魅力や課題点などが考慮されているか	5 点	4 点	3 点	1 点	0 点
評価項目④ 今後運用および維持管理にかかると予想される金額が安価であるか	5 点	4 点	3 点	1 点	0 点
評価項目⑤ 予定価格の上限額 (税抜 3,000,000 円) から見積額が 10% 低く設定されているごとに 1 点加点	3 点～0 点				
評価点	点 (23 点満点中)				

(3) 選考結果の通知

審査の確定後速やかに郵送により通知する。

優先交渉者を第一交渉権者とし交渉を行うが、契約が成立しない場合には、次点業者と交渉を行う。

本プロポーザルの審査の内容についての問い合わせには一切応じない。また、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

10. その他

(1) 参加申込書及び提案書等の書類提出等にかかる経費は、すべて提案事業者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(2) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。なお、提出書類は審査に必要な場合に複製を作成することがあるので、不都合がある場合は事前に申し出ること。

- (3) 提出された提案書類は、南魚沼市情報公開条例（平成 16 年南魚沼市条例第 14 号）により取り扱う。
- (4) 本市から本提案及び本業務において知りえた情報については、本市の許可を得ず第三者に漏らしたり、本業務手続以外の目的に供したりしてはならない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする
 - ア 参加の資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 選定の公平性を妨害する行為があった場合
 - エ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。

1 1. 問合せ

本業務に関する問い合わせは、令和 5 年 6 月 9 日(金)午後 5 時までに、様式第 2 号「質問書」により電子メールで提出すること。回答は 6 月 15 日（木）に、質問者名を除く全質疑を電子メールで送信する。

(1)質問書提出先

南魚沼市役所 総務部 U&I ときめき課 ふるさと創り班

E-mail:tokimeki@city.minamiuonuma.lg.jp